

農業委員会からのお知らせ

農業委員会が交付する証明書の一部が **平成 27 年 6 月 1 日より有料** となります。

○耕作証明

手数料：1 件 250 円 発行までの期間：約 1 週間

実際に耕作されていることの証明。
不耕作地がある場合は発行不可。

○現況証明

手数料：1 筆 250 円 発行までの期間：約 1 週間

農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明。
農地法が適用された日（昭和 47 年 5 月 15 日）の前から建物又は工作物の用に供されている場合又は返還軍用地の場合に発行可能。

※農地転用許可に係る現況証明は手数料無料。

○非農地証明

手数料：1 筆 250 円 受付締切：毎月 15 日 発行：月末

農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明。

- ①農地法が適用された日の前から非農地であった土地。
 - ②自然災害による災害地等で農地への復旧が著しく困難であると認められる土地。
 - ③原則として 20 年以上耕作放棄され将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地。
- ①～③に該当する場合に発行可能。但し、農業委員会総会での議決が必要。

○農業従事者証明

手数料：1 件 250 円 発行までの期間：約 1 週間

10 アール以上の農地を耕作し、年間 60 日以上農業に従事している場合発行可能。農家民泊の申請等に利用。

○農地台帳記録事項要約書

手数料：1 筆 250 円 原則即時発行

農地台帳の中で、農地集積・集約化を進めるため、広く公表する必要がある事項を記載したもの。

○農地台帳閲覧

手数料：1 筆 250 円

農地台帳記録事項要約書の記載事項の他に、所有者、賃借人、耕作者の氏名・名称を閲覧することが可能。

○その他農業関係証明

手数料：1 件 250 円